

まも えが お
みんなで守ろうこどもの笑顔
けんり
～こどもの権利ってなんだろう?～



けんり なん
こどもの権利って何だろう?

とよたしこ じょうれい けんり
豊田市子ども条例4つの権利

たいせつ けんり まも
みんなで大切なこどもの権利を守ろう!

とよたしこ じょうれいけいはつ どうが
豊田市子ども条例啓発動画は
み
こちらから見られます。



こどもの権利って何だろう？

条例解説ポイント

1

安心して生きる権利【子ども条例第5条】

命が守られ、大切にされること、いじめや虐待から守られることが保障されています。

子どもの権利相談室の設置など【子ども条例第21条】

市は、こどもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。



条例解説ポイント

2

自分らしく生きる権利【子ども条例第6条】

ありのままの自分が認められ、個性を伸ばすことが保障されています。

豊かに育つ権利【子ども条例第7条】

十分に遊んだり、学んだりできること、夢に向かって挑戦し続けることが保障されています。



とよたし けんり ほしやう
 豊田市では、こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちをつくるため、
 へいせい ねん ねん とよたし こ じやうれい せいいてい ぐたいれい じやうれい み
 平成19年(2007年)に「豊田市子ども条例」を制定しました。具体例をもとに、条例のポイントを見てみましょう。

条例解説ポイント 3

参加する権利【子ども条例第8条】

自分の気持ちや考えを表明したり、年齢や発達にふさわしい活動の機会が保障されています。

子ども会議【子ども条例第20条】

市は、こどもにやさしいまちづくりに関することについて、こどもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

条例解説ポイント 4

自分の権利と相手の権利【子ども条例第4条】

こどもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければいけません。



とよたし こ じょうれい けんり 豊田市子ども条例 4つの権利

「豊田市子ども条例」では、こどもにとって大切な4つの権利を定めています。これらは、すべてのこどもが生まれながらにして持っている権利として保障されています。

あんしん けんり 安心して生きる権利

【子ども条例 第5条】

命が守られ、大切にされること、いじめや虐待から守られることが保障されています。



あいじょう
たくさん愛情を
かん 感じる
あんしん 安心して
せいかつ 生活
できます!

じぶん い けんり 自分らしく生きる権利

【子ども条例 第6条】

ありのままの自分が認められ、個性を伸ばすことが保障されています。



ひとりひとり
ちが おも
違う思いがあり、
おも もと
思いに基づき
こうどう
行動しています!

ゆた そだ けんり 豊かに育つ権利

【子ども条例 第7条】

十分に遊んだり、学んだりできること、夢に向かって挑戦し続けることが保障されています。

ちょうせん
挑戦

やりたいことに

しっぱい
失敗したり

することができます!



さんか けんり 参加する権利

【子ども条例 第8条】

自分の気持ちや考えを表明すること、活動の機会が用意されることが保障されています。

たと こ かいぎ
例えば、子ども会議では、
じぶん かんが
自分の考えを
おとな ほか こ ひょうめい
大人や他の子に表明する
ことができます!



こ じょうれい せいいてい りゆう 子ども条例を制定した理由は?

- ・条例とは、市の「法律」にあたるもので、市民みんなが守るべき約束ごとです。
- ・豊田市は、こどもの権利を保障し、社会全体でこどもの育ちを支え合うことで、こどもにやさしいまちを実現するため、この条例を作りました。

とよた あいちけん ばんさいしょ こ じょうれい つく
豊田市は愛知県で1番最初に子ども条例を作ったまちです。
こ じょうれい いっしょ はな あ
子ども条例は、こどもたちと一緒に話し合い、
いけん と い つく
こどもの意見を取り入れて作りました。

豊田市子ども条例
マスコットキャラクター チルコ

みんなで大切な こどもの権利を守ろう！

こどもの権利は、こどもの周りにいる大人、地域の人などが、それぞれの立場で守っていくことが大切です。

【子ども条例 第10条】

育ち学ぶ施設における 権利の保障

役割

こどもに応じた指導や援助、
いじめの防止をする など



育ち学ぶ施設
(学校、こども園など)

役割

仕事と子育ての両立
を支援する など



事業者
(企業など)

自分の権利も
友達も
大切にしよう！



こども

こどもやその家族の
周りの人々

市

役割

- こどもの権利についての周知、啓発をする
- いじめ防止、虐待予防、居場所づくりに取り組む
- こどもの社会参加を促進する など

【子ども条例 第9条】

家庭における 権利の保障

役割

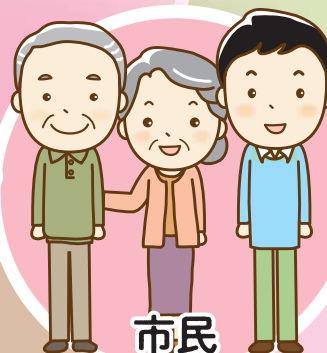
こどもの意見を受け止め、
話し合いをする など



家庭
(保護者など)

役割

- 地域の中でこどもを見守る
- 活動にこどもの意見を取り入れる など



市民
(地域)

【子ども条例 第11条】

地域における権利の保障

けんり まも とりくみ しょうかい
こどもの権利を守るための取組を紹介します。
さまざま たちば とりくみ さんか
様々な立場での取組がありますので、ぜひご参加ください。



し おこな しょうかい 市で行っていることの紹介

こ けんりがくしゅう 子どもの権利学習プログラム

こども園、小学校、中学校にて、市が独自に作成した子どもの権利学習プログラムを使用し、こどもの権利に関する授業を実施しています。プログラムには、幼児版、小学生版(低学年版、中学年版、高学年版)、中学生版があり、自分の権利や他人の権利についての理解、こどもの自己肯定感の向上を促進します。



また、こども向け以外にも教員向け(教員がこどもに授業を行う前にこどもの権利についての研修を受けます)や交流館等での保護者・地域向けプログラムも行っています。

こども・教員・保護者・地域向け

子どもの権利学習プログラム「特別版」では、とよた子どもの権利相談室の権利擁護委員や相談員が授業でお話をしています。



とよたし こ かいぎ 豊田市子ども会議

子ども会議は、豊田市子ども条例に基づき、まちづくりについてこどもの意見を聴くために設置されています。小学5年生～高校3年生の子ども委員が、テーマについて体験活動や話し合いを行い、意見をまとめて提案します。



こども向け

子ども会議では、他の学校や学年のこの様々な意見が聞けます。自分の意見を聞いてもらうことができ、とてもうれしいです。



かていきょういくこうざ 家庭教育講座

学校やPTA、地域団体向けに“子育てに関する相談や情報の意見交換、家庭教育に関する知識を学ぶ機会”を提供する事業です。講師やファシリテーターの謝礼を市が負担します。家庭や仕事、子育てに追われる保護者の皆さんが、思いを吐き出しあって「またこどもと向き合おう」と思える場を作りたいと考えています。



こどもの権利についてもう少し詳しく知りたい方は、生涯学習出前講座「こどもの権利について学ぼう」にお申込みいただけます。詳しくは左記のURLをご覧ください。

保護者・学校・地域向け



令和7年1月、豊田市は中部地方で初(全国で6番目)の ユニセフCFCI実践自治体になりました!

●ユニセフCFCI(子どもにやさしいまちづくり事業)とは
ユニセフが行っている、各市町村で子どもの権利条約を
具現化(具体的な形に)しようという取組です。

●豊田市がCFCI実践自治体を目指した理由

豊田市はこどもにやさしいまちの実現に向けて取り組んできましたが、ユニセフが定める国際的な基準で、
豊田市ができていること、できていないことをチェックしてみようと考えました。

●チェックしてみたてどうだったか

こどもの権利に関する法的枠組み(子ども条例の制定)やこどもの権利を保障する施策などに強みがある反面、こどもへの影響評価やこどもに関する予算の見える化、こども報告書の発行などに取り組む必要がある
ことがわかりました。また、豊田市独自の取組として、市民団体等と連携したこどもの居場所づくりを進めて
いくことを宣言しました。

この取組で見えた課題を改善し、
豊田市は「こどもにやさしいまち」の実践を進めます!

ユニセフCFCIに関する
豊田市HP→



ちいき とりく ひと しょうかい 土地域で取り組んでいる人たちの紹介



とよたせいしょうねんけんぜんいくせいすいしんきょうぎかい 豊田市青少年健全育成推進協議会

豊田市青少年健全育成推進協議会(青推協)は、明日の担い手である青少年の健全育成を目指し、青少年の活動をサポートしています。例えば、中学生の社会性や自主性を培うことを目的とした「中学生の主張発表大会」は、青推協が運営しています。

また、地域の他団体と協力し、環境を整えることで非行防止を図っています。夜のパトロールやお祭りごとなど、地域に溶け込んで活動しています。



地域活動が続いていると、関わってきた子どもたちの成長を見ることができます。



けんり じっこういんかい とよたこどもの権利フォーラム実行委員会

とよたこどもの権利フォーラム実行委員会は、こどもの権利の普及や、こどもに関する活動に関心を寄せる人々の意見交換・学び・出会いの場を創る活動をしています。例えば、1年に一度とよたこどもの権利フォーラムを開催し、こどもの権利について考える機会や学びの場、交流の場をつくっています。フォーラムは誰でも気軽に参加できるイベントです。



みぢか

あなたの身近に「ヤングケアラー」はいませんか？

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。

病気や障がいのある家族や幼いきょうだいの世話をすることで、勉強や宿題をする時間が取れない、自分の時間や友達と遊ぶ時間が取れないという状況は、こどもにとって大切な権利が保障されているとは言えない状況です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

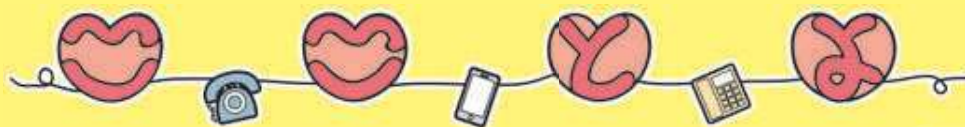


日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

相談窓口については
市HPからご確認ください



「こことよ」とよた子どもの権利相談室



豊田市は、こどもの権利の侵害についての相談窓口として、子どもの権利相談室（こことよ）を置いています。こどもから話を聴き、一緒に考え、解決を目指していきます。保護者からの相談も受け付けています。

フリーダイヤル

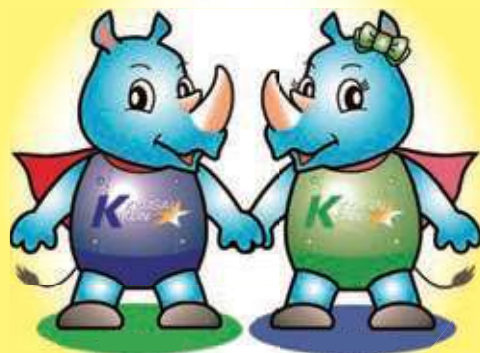


0120-797-931

✉ kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp



メールでの相談は
こちらから



キュウサイくん キュウサイさん

発行年月日:令和7年(2025年)3月

制作:豊田市こども・若者部 こども・若者政策課

〒471-8501 豊田市西町3-60

☎0565-34-6630 ✉ kowaka@city.toyota.aichi.jp

みんなでこどもの権利を守り、
こどもにやさしいまちを目指そう！

